

## トピックス

6月にアリシア・グリニッジさんがIFPMA新理事長に就任されて、初めての加盟組織責任者会議が各国団体の責任者など約40名の参加のもとパリで開催されました。11月18日に米国のワシントンで開催されるIFPMA総会の準備や、今後のIFPMAの運営、活動計画について討議されました。

## 5月に開催された理事会のフォローアップ

PhRMA (米国研究製薬工業協会)の新しいプロモーションコードが2009年1月から施行されます。この改定にあわせて共通のミニマムスタンダードであるIFPMAコードの改定の必要性がCCN(IFPMAコード遵守ネットワーク)で議論されてきましたが、新しく改定された各国コードの周知と遵守の徹底を優先することとし、IFPMAコードの改定については1年間様子を見ることになりました。またWHOの小児への医薬品アクセスに関わるガイドラインとWHOの“小児用サイズの製剤の開発”のキャンペーンに呼応して、IFPMA内に小児医薬品アクセス改善のためのタスクフォースが9月に発足したことが報告されました。製薬協からもユージービージャパンの尾崎氏がメンバーとして参加します。

## 公衆衛生と知的財産をめぐる動き

WHOでは医薬品アクセスと知的財産の問題点を解決するためにIGWG (公衆衛生、イノベーションと知的財産に関する政府間作業部会)を設置し、議論が行われてきました。5月の第61回WHO総会において「世界戦略と行動計画」が一部を除いて了承され、IGWGでの論議は終了しました。今後は開発途上国での「顧みられない熱帯病」などの研究開発支援と医療システムの改善、インフラ整備のための基金の設立や資金援助について、新たに組織された専門家作業部会で、2年間にわたって議論されていくこととなります。WHOは医薬品業界の貢献に期待を寄せており、WHOの優先事項であるインフラ整備とヘルスケアが検討の中心となっていきます。知的財産の問題は今後WIPO (世界知的所有権機関)やWTO (世界貿易機関)で検討されていくことにな

ります。特にデータ保護と生物多様性条約が議論の中心になると思われます。

## IFPMA活動計画と優先事項

アリシアさんから、今後のIFPMAの活動計画の優先事項の提案がありました。IFPMAでは新しい体制の下で、①国際機関や開発途上国との長期的な友好関係を築いていくとともにIFPMAの活動の認知度を高めること、②開発途上国特有の疾患に対する継続的な医薬品アクセスが可能になるように研究開発の支援と医療システムの改善に努めること、③画期的医薬品の開発のための知的財産権保護に努めること、④偽造医薬品の撲滅に向けて対策をとること、⑤コード遵守、臨床試験の結果開示など、製薬産業に対する理解と支持の向上を図ることに優先的に取り組んでいくとしています。これらの活動計画については今後11月開催の理事会の承認を得て、本格的に実施することとしています。また開発途上国での「顧みられない熱帯病」について品質改善、供給システム、臨床試験研究支援、医療システムなどのR&D支援のためのIFPMA基金設立が提案されました。この基金設立についても次回の理事会で論議される予定ですが、製薬協もアジアを中心に進めている国際協力を通じてIFPMAの活動を支援していくこととしています。またIFPMA基金設立が承認された場合、会員企業へ協力を依頼していくこととなります。

## IFPMA総会

2年に1度開催されるIFPMA総会が11月18～19日に米国ワシントンDCで開催されます。

(国際部部长 紙屋 稔)